# 会 派 要 望

## ＜新型コロナウイルス感染症対策＞

◆ 国の雇用調整助成金の特例措置実施期間(9 月 30 日)を、今年度末まで延長するよう国に要望すること。

➡ ● 全国知事会を通じ国に要望。今後も実現に向け国に要望する。

◆ 飲食店等施設に対する県の協賛店制度（ステッカー交付）について、啓発・指導を進めること。

➡ ● 全飲食店や宿泊施設等に感染予防対策の通知を行った。協賛店を含む飲食店等の監視指導時に再度助言を行う。

◆ 福祉施設でクラスターが発生した場合の事業継続の整備をすること。

➡ ● 関係機関と相互応援協定の締結、医療チーム派遣などの体制整備を進めていく。

◆ 診療所等医療機関における有症状者に対する簡易抗原検査を「行政検査」とし県と委託契約を進めること。第３波やインフルエンザ蔓延時に備え、診療所や医療機関でもＰＣＲ・抗原検査ができるよう県が支援し、検査に必要な防護備品の備蓄・提供を行うこと。

➡ ● 「行政検査」の協力申し出があった医療機関は、感染対策を確認した上で個別に委託契約を締結している。
検体採取時の感染管理が重要であり、理解促進が必要。体制の整備に取り組む。

## ＜新型コロナウイルス感染者の公表の仕方＞

◆ 公表により個人の特定が可能になることがないように配慮すること。

➡ ● 公表は同意のもと個人の特定に繋がらないよう配慮する。

◆ 具体的に感染者等を誹謗中傷・差別等から守る更に強い措置を講じること。

➡ ● 弁護士会及び警察と連携して被害者等を支援する共同宣言を検討。悪質な書き込み等は保存し訴訟の際は提供する。

◆ 人権相談窓口を明確に周知すること。

➡ ● ＨＰ、チラシ等により人権相談窓口の案内を積極的に行う。患者、家族関係事業所等へは保健所から行う。名誉毀損、業務妨害等の犯罪行為、不正行為は警察へ通報や弁護士相談の活用を行い、迅速に対応する。

## 全国初の クラスター対策条例可決

８月２５日の臨時議会で条例が可決されました。知事提案ではクラスター発生時の店名公表や営業停止などは厳しすぎて店舗・施設等に不安が大きいことから議会で修正した後、可決しました。

①店名等の公表は同意が原則で、感染予防対策をきちんとしていたところは公表しない。

②クラスター発生時、施設等の利用者が特定できず感染拡大を防がなくてはならない場合は、同意を得て公表する。

③感染者等への誹謗・中傷がされないようしっかり対策を講じる。

※ 私も質疑を行い、「公表の仕方により誹謗中傷が起きるので人権に配慮すること」を求めました。

## 会 場 ＋ オンライン ～コロナ時代の講演会～

◆アメリカと結んで 国際タイムセミナー

『E メール詐欺から身を守る』

鳥取大学のキップ先生が「VIP、行政なりすまし型、ロマンス型、宝くじ当選型など８種ある。全て巧妙にお金を要求してくる」と話された。

次に、アメリカ留学中の学生がオンラインで注意喚起のため、と移民局になりすました詐欺被害の体験を話されました。

キップ先生とアメリカ留学生を結んで

◆『原発震災と福島の今』

於：鳥取県人権ひろば“ふらっと”

講演：原発被災者　武藤美津子さん

原発事故が福島にもたらした苦難と裁判による闘いについてここ１０年の活動を話されました。

オンライン参加者とも意見交換